

山梨県立青少年センター 利 用 申 込 書

利用期間	令和 年 月 日 時 から 時まで				
	令和 年 月 日 時 から 時まで				
利用人員	一般・大学生 人	小中高生 人	合計 人		
一般・大学生の内訳	34歳まで 人	35～64歳 人	65歳以上 人		
宿泊人員	一般・大学生 人	小中高生 人	合計 人		
一般・大学生の内訳	34歳まで 人	35～64歳 人	65歳以上 人		
利用施設	本館 第1会議室 第2会議室 第3会議室 第4会議室 第1研修室 第1和室 第2和室 別館 音楽室 多目的ホール 和戸館 第5会議室 第6会議室 第7会議室 第2研修室 第3研修室 第3和室 視聴覚室 宿泊室 洋室 1 2 3 4 5 6 和室 1 2 3 4				
利用目的	① 研修 (名称:) ② その他 (内容:)				
上記のとおり利用したく申し込みます			令和 年 月 日		
住所			TEL		
_____ 団 体 名 _____ 山梨県立青少年センター指定管理者 (ふりがな) 公益財団法人 山梨県青少年協会 氏 名 _____ 山梨県立青少年センター 館長殿 生年月日 昭和・平成 年 月 日					

*連泊の場合は () 内にそれぞれ宿泊人数を書いて下さい。
 (注 意) 前納による支払いの後の返金及び予約内容の変更はできません。

*申請者が法人(法人でない団体が代表者又は管理者の定めがあるものを含む)である場合は、その役員、代表者又は管理者の役職、氏名(ふりがなを付す。)、生年月日及び住所を記載した書類を添付していただく場合があります。但し、過去に利用実績があり、明らかに提出の必要がないと館長が認める場合は除きます。

*この申請書に記載された個人情報(山梨県立青少年センター)は青少年センターの利用申込者に対し種々のサービスを提供するため以外には利用いたしません。

(利用承認しない場合)

利用申し込みをした者が、次のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

- ① 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れがあると認められるとき。
- ② 施設又は設備器具を損傷する恐れがあると認められるとき。
- ③ 地震、感染症等不可効力により山梨県及び指定管理者の責めに帰すことのできない事由が発生した場合、公共の福祉の観点により山梨県から災害救助法に基づく要請、新型インフルエンザ等対策特別措置法等法令に基づく施設の利用制限の要請などがあつたとき。
- ④ その他、管理上支障があると認められるとき。

(利用を取り消す場合)

- ① 上記「利用承認しない場合③」に定める施設の利用制限の要請があつたときは、当該承認の全部又は一部を取り消す。
- ② ①の規定により利用の承認を取り消した場合においては、当該施設が利用できなかったことに伴う利用者への損失の補償を行わないものとする。

<input type="checkbox"/> 誓約等 (誓約等する場合は□にレ印を記入すること。)	1 施設の利用にあたっては、上記の(利用承認しない場合)及び(利用を取り消す場合)について承知しました。 2 この申請による施設の利用は、暴力団の利益となる利用ではありません。 3 この申請による施設の利用が、暴力団の利益と認められた場合、その利用の承認が取り消されることについて承知しました。 4 私(法人である場合には、その役員を含む)が、暴力団、暴力団員等であるか否かについて、警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることについて承諾します。
--	---

※職員記入欄は裏面へ

【職員記入欄】

施設	本館	第1会議室	前後夜延長	円	和戸館	第5会議室	前後夜延長	円
		第2会議室	前後夜延長	円		第6会議室	前後夜延長	円
		第3会議室	前後夜延長	円		第7会議室	前後夜延長	円
		第4会議室	前後夜延長	円		第2研修室	前後夜延長	円
		第1研修室	前後夜延長	円		第3研修室	前後夜延長	円
		第1和室	前後夜延長	円		第3和室	前後夜延長	円
		第2和室	前後夜延長	円		視聴覚室	前後夜延長	円
	別館	音楽室	前後夜延長	円			受領印	
		多目的	前後夜延長	円				
	宿泊	一般・大学生 710円	1泊_____	計	人	円	合計金額	
2泊_____								
	3泊_____							
	小・中・高生 350円	1泊_____	計	人	円	円	円	
		2泊_____						
	3泊_____							